

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

### 香川県広域水道企業団規則第3号

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則（令和2年香川県広域水道企業団規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(委任)</p> <p>第3条 別表1 <u>及び別表2</u>の事項の欄に掲げる事項であって<u>これらの表</u>の所長委任の欄に○印をもって示すもの<u>並びに別表3</u>に掲げる事項（以下「所長委任事項」という。）に係る権限は、所長に委任する。この場合において、別表1 <u>及び別表2</u>の決裁区分の欄の所長の欄に○印をもって示すもの<u>並びに別表3</u>の所長決裁事項の欄に掲げる事項については、所長が決裁するものとする。</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 所長は、別表1 <u>及び別表2</u>の事項の欄に掲げる事項（所長委任事項を除く。）であって、<u>これらの表</u>の決裁区分の欄の所長の欄に○印をもって示すものを専決することができる。</p> <p>2 課長は、別表1 <u>及び別表2</u>の事項の欄に掲げる事項であって<u>これらの表</u>の決裁区分の欄の課長の欄に○印をもって示すもの<u>並びに別表3</u>の課長決裁事項の欄に掲げる事項（以下「課長専決事項」という。）を専決することができる。ただし、広域送水管理センターにあっては、課長専決事項（別表1の2の項に掲げるものを除く。）は、所長が決裁し、又は専決することができる事項とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第3条 別表1の事項の欄に掲げる事項であって<u>同表</u>の所長委任の欄に○印をもって示すもの<u>及び別表2</u>に掲げる事項（以下「所長委任事項」という。）に係る権限は、所長に委任する。この場合において、別表1の決裁区分の欄の所長の欄に○印をもって示すもの<u>及び別表2</u>の所長決裁事項の欄に掲げる事項については、所長が決裁するものとする。</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 所長は、別表1の事項の欄に掲げる事項（所長委任事項を除く。）であって、<u>同表</u>の決裁区分の欄の所長の欄に○印をもって示すものを専決することができる。</p> <p>2 課長は、別表1の事項の欄に掲げる事項であって<u>同表</u>の決裁区分の欄の課長の欄に○印をもって示すもの<u>及び別表2</u>の課長決裁事項の欄に掲げる事項（以下「課長専決事項」という。）を専決することができる。ただし、<u>小豆ブロック統括センター及び広域送水管理センター</u>にあっては、課長専決事項（<u>広域送水管理センターにあっては、別表1の2の項</u>に掲げるものを除く。）は、所長が決裁し、又は専決することができる事項とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 所長が不在のときは、次の表の代決者の欄に掲げる職にある者が所長の決裁することのできる事項を代決することができる。</p>																
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="165 1353 488 1393">センター名</th><th colspan="3" data-bbox="497 1353 1079 1393">代決者</th></tr><tr><td></td><th data-bbox="497 1393 689 1433">第1順位</th><th data-bbox="689 1393 882 1433">第2順位</th><th data-bbox="882 1393 1079 1433">第3順位</th></tr></thead></table>	センター名	代決者				第1順位	第2順位	第3順位	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1160 1353 1482 1393">センター名</th><th colspan="3" data-bbox="1491 1353 2074 1393">代決者</th></tr><tr><td></td><th data-bbox="1491 1393 1684 1433">第1順位</th><th data-bbox="1684 1393 1877 1433">第2順位</th><th data-bbox="1877 1393 2074 1433">第3順位</th></tr></thead></table>	センター名	代決者				第1順位	第2順位	第3順位
センター名	代決者																
	第1順位	第2順位	第3順位														
センター名	代決者																
	第1順位	第2順位	第3順位														

高松ブロック統括センター、西讃ブロック統括センター、東讃ブロック統括センター及び小豆ブロック統括センター	略
中讃ブロック統括センター	略
広域送水管理センター	略

2 略

別表1（第3条、第4条関係）

センター共通決裁事項

関係 事務	事項	所長 委任	決裁区分	
			所長	課長
1	略			
2	(1)～(3) 略			
服 務 関 係 事 務	(4) 所属の職員の休暇（会計年度任用職員以外の職員の病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものに限る。）及び介護休暇を除く。）及び部分休業の承認等を行うこと。			
	(ア)・(イ) 略			
	(5)～(8) 略			
	(9) 週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間を定めること（所属の交替勤務職員及び非常勤の職員に係るものに限る。）。			○
	(10)～(12) 略			
	(13) 窓口における勤務等公務の運営上の事情により、所長及び所属の職員の			

高松ブロック統括センター、西讃ブロック統括センター及び東讃ブロック統括センター	主管課長	主管課長以外の課長	
中讃ブロック統括センター	略		
小豆ブロック統括センター	あらかじめ所長が指定する職員		
広域送水管理センター	略		

2 略

別表1（第3条、第4条関係）

センター決裁事項

関係 事務	事項	所長 委任	決裁区分	
			所長	課長
1	略			
2	(1)～(3) 略			
服 務 関 係 事 務	(4) 所属の職員の休暇（病気休暇（公務又は通勤による負傷又は疾病に係るものに限る。）及び介護休暇を除く。）及び部分休業の承認等を行うこと。			
	(ア)・(イ) 略			
	(5)～(8) 略			
	(9)～(11) 略			
	(12) 交替勤務職員の週休日、勤務時間の割振り及び休憩時間を決定すること。			○

	休憩時間を変更すること。				
	(ア) 所長の職にある者に係るもの		○		
	(イ) (ア)以外のもの			○	
	(14) 略				
3～5	略				
6 財務 関係 事務	(1) 略				
	(ア) 水道料金若しくは下水道使用料又は加入金その他の定率若しくは定額によるものに係るもの	略			
	(イ) (ア)以外のもの		○		
	(2)～(17) 略				
	(18) 公有財産の寄附又は贈与を受けること（負担付きの場合を除く。）。		○	○	
	(19)～(35) 略				
	(36) 水道料金、設計審査及び工事検査手数料又は加入金を減免すること。	略			
	(37)～(39) 略				
	7 上 水道 関係 事務	(1)・(2) 略			
		(3) 香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）の規定等に違反した指定給水装置工事事業者又は同条例第7条第1項に規定する者以外の者で給水装置工事を施行したものに対し、助言、指導、勧告等を行うこと（特に指示したものを除く。）。			
(ア)・(イ) 略					
(4) 給水装置工事等に係る照会等を受け、及びその回答を行うこと。		略			
(5)～(9) 略					
8・9	略				

	(13) 略			
3～5	略			
6 財務 関係 事務	(1) 収入の調定及び納入の通知をすること。			
	(ア) 水道料金又は下水道使用料に係るもの			○
	(イ) 定率又は定額によるもの		○	○
	(ウ) (ア)及び(イ)以外のもの		○	○
	(2)～(17) 略			
	(18) 公有財産の寄附又は贈与を受けること（負担付きの場合を除く。）。		○	
	(19)～(35) 略			
	(36) 水道料金、手数料及び加入金を減免すること。			○
	(37)～(39) 略			
	7 上 水道 関係 事務	(1)・(2) 略		
(3) 香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）の規定等に違反した指定給水工事事業者に対し、助言、指導、勧告等を行うこと。				
(ア)・(イ) 略				
(4) 設計水圧等に係る照会等を受け、及びその回答を行うこと。		略		
(5)～(9) 略				
8・9	略			

備考  
略

別表2 (第3条、第4条関係)

広域送水管理センターの個別決裁事項

関係 事務	事項	所長 委任	決裁区分	
			所長	課長
1 工業用 水道 関係 事務	(1) 給水施設の工事の施行を承認すること。	○	○	

別表3 (第3条、第4条関係)

支出負担行為決裁事項

略

備考

1～3 略

4 単価契約の場合の金額の区分は、契約期間における支払予定総額による。

5・6 略

備考  
略

別表2 (第3条、第4条関係)

支出負担行為決裁事項

略

備考

1～3 略

4 単価契約の場合の金額の区分は、契約期間における総支払額による。

5・6 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。